

岩手県監査委員告示第24号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月2日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 秘書広報室秘書課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月27日

イ 本監査実施日 平成28年8月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、12,343円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	定期購読の雑誌について、支出状況の管理を行っていなかったため支出が遅れたものであり、「定期購読雑誌一覧表」を作成し、支出漏れ（遅れ）のないように適切に管理を行うこととした。

2(1) 監査対象機関名 総務部総務室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年8月5日

イ 本監査実施日 平成28年8月29日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公舎料の還付に当たり、還付事由発生後相当期間経過してから還付しているものが33件、71,432円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	還付事務等については、減額等調定後、処理済印の押印を行うほか、決裁登録漏れも想定し、収入会計残額でのチェックに加え、調定未決裁についても定期的に確認することとした。 さらに事業課においても処理済印により処理状況の確認を行うよう周知し、再発防止を図る。

3(1) 監査対象機関名 総務部総務事務センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月20日及び同月21日

イ 本監査実施日 平成28年8月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
諸収入の調定に当たり、調定すべき金額より少なく調定	納付については、地方職員共済組合岩手県支部の補正予

しているものが1件、514,702円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	算積算時に増額要求し、年度内納付となるよう地方職員共済組合岩手県支部に依頼した。 今後は、主担当のほか、複数名でのチェックを徹底することとした。
--	---

4(1) 監査対象機関名 農林水産部流通課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月6日

イ 本監査実施日 平成28年8月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、完了確認が不十分なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、主管室と連携するなどの手法で、事業に係る諸制度に係る理解向上を図るとともに、完了確認のチェックシートを作成し、当該シートを用いて複数職員が確認する方法でチェック体制を強化することで、再発防止に努めることとした。

5(1) 監査対象機関名 農林水産部畜産課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月12日

イ 本監査実施日 平成28年8月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、契約を締結しないで業務を行っているものが1件、36,199,000円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、委託業務の執行について、定例ミーティングなどの場で進捗状況を共有することで、再発防止に努めることとした。

6(1) 監査対象機関名 農林水産部水産振興課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月12日

イ 本監査実施日 平成28年8月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、設計内容を誤っているもの及び完了検査の方法等が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、工事業務に精通している所属の助言を得ながらチェックシートを作成し、当該シートを活用して確認を行うことで、チェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

7(1) 監査対象機関名 復興局

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月22日

イ 本監査実施日 平成28年 8月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月 4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、314,928円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	再発防止のため、財務会計システムにより、支出負担行為未決裁の状況や支出状況等について、定期的に確認を行い、未処理案件については経緯の確認を行い、局内への注意喚起を行うこととした。 また、定期的実施している管理担当ミーティングにおいても、支出手続きの未処理案件や会計事務自己点検結果を共有することとした。

8(1) 監査対象機関名 県南広域振興局県税部花巻県税センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年 5月12日及び同月13日

イ 本監査実施日 平成28年 8月 4日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月 4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
交付金の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、47,806,572円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後の対策として、返送された決裁伺に支出票控が貼付されているか確認するとともに、毎月、全ての科目について、支出予算経理簿による支出状況確認を実施する。